

平成 24 年 4 月 13 日

取次店(募集人)/届出事業者の皆様へ

事後検査扱いとなる住宅かし保険の申込手続きについて(ご案内)

株式会社ハウスジューメン

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

工事着工後の申込みや、検査手配の失念等の原因により所定の時期に検査を実施することができない住宅かし保険(以下「事後検査扱いとなる住宅かし保険」といいます)の取扱いについて、国土交通省からの指示に基づき下記のとおり変更しましたのでご案内します。

1. 申込期間の延長

事後検査扱いとなる住宅かし保険の引受けを 1 年間延長し、平成 25 年 3 月 31 日当社受付分までを引受けの対象とします。

2. 引受時の過去利用実績の確認等

事後検査扱いとなる住宅かし保険を引き受けた場合、国土交通省からの指示による全保険法人一律の取扱いとして、事業者様のこれまでの事後検査扱いとなる住宅かし保険の利用実績を当社から国土交通省へ報告します。

保険の引受けに際して事業者様の「これまでの他保険法人における利用実績」を確認しますので、利用実績がある事業者様は予め下記内容について確認をお願いします。

- (1) 棟数(共同住宅の場合)
- (2) 戸数
- (3) 引受保険法人名

3. 住宅かし保険の申込時期について

事後検査扱いとなる住宅かし保険の引受けは、期間を限った取扱いとなります。住宅かし保険は必ず工事着工前にお申込みください。また、保険手続きにおいて検査の手配漏れが生じることのないよう十分にご注意いただくようお願いします。

以上

問合せ先: 受付センター(03-5408-8486)